

京田辺市 教育振興 基本計画 — 概要版 —

未来を拓く、京田辺のひと・まちづくり



1. 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

教育基本法は、その第17条第2項において、地方公共団体が、その地域の実情に応じ、教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない旨を規定しています。

これまで、本市教育委員会は、毎年度「京田辺市教育の方針」を策定し、学校教育並びに社会教育活動全般の指針としてきました。

今般、「京田辺市教育の方針」の役割を引き継ぐとともに、教育委員会と市長部局がより一層連携し、中長期にわたる教育関係施策を総合的、計画的に推進していくために、本市においても、教育基本法の規定に基づく計画として「京田辺市教育振興基本計画」を策定します。

また、策定にあたっては、市長が定める京田辺市教育大綱の基本理念や基本方針を踏まえるとともに、本市のまちづくりにおける「教育」の位置づけを一層明確にするため、市としての最上位計画である京田辺市総合計画との整合を図ります。

2 計画の位置づけ・計画期間

■計画の位置づけ

「京田辺市教育振興基本計画」は、教育基本法第17条第2項に規定されている「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として策定します。

また、まちづくりの基本方針である第4次京田辺市総合計画の方向性を踏まえた教育に関する分野別計画であり、他の本市関連計画とも整合性を図りながら施策を推進していくものです。

■計画期間

本計画の計画期間については、市総合計画の基本構想の計画期間との整合を踏まえることとします。

第4次京田辺市総合計画の基本構想の計画期間が令和2年度(2020)～令和13年度(2031)の12年間となっていること、市総合計画まちづくりプランの中期計画が令和6年度(2024)～令和9年度(2027)、後期計画が令和10年度(2028)～令和13年度(2031)となっていることから、「京田辺市教育振興基本計画」は、初回策定において、その計画期間を令和6年度(2024)から令和13年度(2031)までの8年間とします。

なお、社会情勢の変化等に対応するために、中間年度となる令和9年度(2027)に計画の評価を行い、必要に応じて見直すものとします。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
第4次京田辺市総合計画											
基本構想											
まちづくりプラン前期計画			まちづくりプラン中期計画				まちづくりプラン後期計画				
				京田辺市教育振興基本計画							
							中間 評価				

2. 京田辺市の教育が目指す姿【京田辺市教育大綱】

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の規定により、本市の実情に応じ、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の根本となる方針として、京田辺市教育大綱を定めました。この大綱は、同法に定める「総合教育会議」において、市長が教育委員会と協議したうえで策定したものです。

京田辺市教育大綱に掲げた目指すべき姿の実現に向けて、総合的、計画的に推進していく、中長期にわたる教育関係施策を「京田辺市教育振興基本計画」に示します。

1 基本理念

京田辺市の教育は、幸せや豊かさを感じることができる地域や社会の実現に向け、家庭や地域、学校、行政が協働して、確かな見通しを持って主体的に生き抜く、創造性あふれる心豊かな人づくりを目指します。

未来を^{ひら}く、京田辺のひと・まちづくり

2 基本方針

基本方針1

一人一人が輝く京田辺っ子の育成

基本施策(1)

確かな学力の育成と個性や能力の伸長を図る多様な教育の推進

基本施策(2)

豊かな人間性をはぐくむ教育の推進

基本施策(3)

たくましく健やかな体をはぐくみ、いのちを守る教育の推進

基本施策(4)

社会の変化に対応する教育の推進

基本施策(5)

教職員の資質能力と学校の教育力の向上

基本方針2

心豊かに明日を拓く学びあい

基本施策(1)

生涯学習社会の実現

基本施策(2)

人権教育の推進

基本施策(3)

家庭・地域社会の教育力の向上

基本施策(4)

文化・スポーツの振興

3. 取り組む施策の方向性

基本施策	施策の方向性	主な取り組み
基本方針1 一人一人が輝く京田辺っ子の育成		
基本施策（1） 確かな学力の育成と個性や能力の伸長を図る多様な教育の推進	1) 学習指導	①学習指導要領の確実な実施 ②主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善 ③一人一人に応じたきめ細かな指導ができる体制の充実 ④個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実 ⑤社会に開かれた教育課程の実施
	2) 進路指導	①キャリア教育の推進 ②希望進路の実現に向けた組織的・計画的・継続的な進路指導の推進 ③個に応じた進路指導（職業教育）の推進
	3) 特別支援教育	①組織的・計画的な教育的支援の推進 ②個別指導計画等の活用 ③インクルーシブ教育の推進 ④一貫した就学相談や進路指導の充実 ⑤交流及び共同学習の充実
	4) 就学前教育	①幼稚園・認定こども園等就学前教育の推進 ②個々に応じた環境構成・指導方法の工夫 ③小学校教育との円滑な継続 ④幼児教育のセンター的機能の充実
基本施策（2） 豊かな人間性をはぐくむ教育の推進	1) 道徳教育	①道徳教育の指導体制及び指導内容の工夫と充実 ②内面に根ざした道徳性の育成 ③主体的に考え議論する指導方法の工夫改善 ④道徳的実践を促す環境づくり
	2) 人権教育	①計画的な人権教育の推進と人権学習の工夫改善 ②人権問題を自身の課題としてとらえ解決に向けて実践できる意識・態度の育成 ③教職員の認識進化及び実践力・指導力の向上 ④人権三法の理念に基づく家庭や関係機関等との連携 ⑤社会の多様性に配慮した総合的な取り組みと男女共同参画の推進
	3) 環境教育	①地域と連携した環境教育の計画的な実施 ②身近な環境についての体験学習 ③脱炭素で持続可能な社会の実現に向けた実践的学習
	4) 主権者教育・消費者教育	①主権者教育の推進 ②消費者教育の推進
	5) 生徒指導	①信頼関係に基づく人間関係の育成 ②存在感・充実感のある学校生活のための積極的な指導 ③体験活動を通じた心の育成 ④自発的・自治的な活動の場の設定 ⑤いじめ問題への情報共有と組織的対応
基本施策（3） たくましく健やかな体をはぐくみ、いのちを守る教育の推進	1) 健康安全教育	①基礎的な体力・運動能力の向上（運動習慣の確立・スポーツ機会の充実） ②交通安全教育や防災教育等の安全教育の推進 ③学校・園の危機管理体制の充実と幼児児童生徒の安全確保 ④発達段階に応じた性に関する教育と現代的健康問題に対応する保健教育の充実 ⑤学校給食の推進 ⑥アレルギーへの的確な対応
基本施策（4） 社会の変化に対応する教育の推進	1) 国際理解教育	①体験的学習など取り入れた地域や国、他国の伝統・文化に関する学習 ②外国語教育の推進 ③持続可能な社会づくりに関する学習
	2) 情報教育	①情報モラル及びデジタル・シティズンシップ教育の推進 ②デジタル環境を生かした主体的な学習や協働的な学びの展開 ③教職員の ICT 活用能力や指導力の向上
基本施策（5） 教職員の資質能力と学校の教育力の向上	1) 教職員の使命と責任	①幼児児童生徒や保護者との信頼関係確立と自己の人間性の向上 ②多様な価値観への対応とチームとしての学校教育力の向上 ③教職員の資質能力向上と計画的・継続的な教育実践、教職員評価等の活用 ④幼児児童生徒の生命の安全確保、個人情報の管理 ⑤学校園における働き方改革の推進
	2) 教職員研修	①実践的指導力向上と研究成果の発表 ②積極的・計画的な研修の受講と実践 ③教育課題を踏まえた研究活動
	3) 学校の教育力の向上	①開かれた学校づくり推進と教育内容の質の向上（コミュニティスクール） ②体罰やハラスメントの根絶 ③保幼小中連携の向上と魅力ある教育活動の推進 ④教育相談体制の充実 ⑤市立学校間における生徒数の偏在解消に向けた取り組みの推進
	4) 安全・安心な教育環境の整備	①いじめの防止・早期発見・早期解決 ②不登校児童生徒の相談体制と教育相談活動の充実 ③等しく教育を受ける福祉制度と就学援助等の支援 ④学校園施設・設備の適切な点検と計画的な整備 ⑤通学路の安全確保や安全教育の推進 ⑥災害や感染症が発生した場合の教育の継続
基本方針2 心豊かに明日を拓く学びあい		
基本施策（1） 生涯学習社会の実現	1) 生涯学習の推進	①情報提供と相談活動の充実 ②地域学校協働活動の推進 ③大学・学研施設等の人的・物的資源の有効活用と人材バンクの活用促進 ④ボランティア人材の育成と学習成果を活かす機会充実 ⑤生涯学習推進協力員制度の見直し検討
	2) 現代的課題等に関する学習活動の推進	①社会教育・学校教育の連携による事業・学習機会の充実 ②現代的課題に関する学習機会の提供 ③各関係機関、団体等との連携
	3) 社会教育関係団体等との連携と協力	①社会教育関係団体の指導者育成 ②関係機関・団体等の交流促進
	4) 社会教育施設・設備の総合的な活用	①各施設連携による機能向上・充実 ②市民の主体的活動等に対応できる施設整備と活用促進 ③中央公民館・住民センター等での各種講座開催と生涯学習の担い手人材育成講座開催 ④図書館での資料の充実と提供 ⑤社会教育施設の課題やニーズへの対応と今後の在り方検討
基本施策（2） 人権教育の推進	1) 一人一人の尊厳を大切にす人権教育の推進	①人権学習の学習機会の充実 ②生活の場での人権問題の解決に向けた学習活動の促進 ③人権三法の理念に基づく人権教育の推進
	2) 人権に関する多様な学習活動の充実	①学校・地域・家庭及び関係団体と連携した人権に関する多様な取り組み ②学習内容や方法の工夫改善 ③社会教育関係職員や指導者に対する研修の充実
基本施策（3） 家庭・地域社会の教育力の向上	1) 家庭の教育力の向上	①家庭学習に関する学習機会の充実 ②家庭教育や青少年問題の学習会や交流・相談活動推進 ③基本的生活習慣の確立や豊かな心の育成のための取り組み ④家庭における読書習慣の重要性の理解促進 ⑤家庭教育に関する支援の充実と指導者の養成
	2) 地域社会の教育力の向上と青少年の健全育成	①分館公民館の活用による居場所づくり ②青少年の社会参加促進のためのボランティア機会等の充実 ③様々な活動での子どもたちの役割付与とリーダー育成 ④指導者の発掘と養成や資質向上 ⑤新成人に対する社会参画の促進
	3) 放課後等の子どもたちの安全・安心な居場所づくりの推進	①留守家庭児童会運営の充実 ②子どもが自主的な活動ができる場所の提供（学習活動や地域住民との交流活動）
基本施策（4） 文化・スポーツの振興	総合的に教育の振興を推進するため、今後も文化・スポーツの振興を目的とする事業と積極的に連携・協力	

4. 施策に関する目標指標

基本方針1 一人一人が輝く京田辺っ子の育成

基本施策（1）確かな学力の育成と個性や能力の伸長を図る多様な教育の推進

項目	現状値	目標値
全国学力・学習状況調査における平均正答率の割合（小学生）	国語：72.1% 算数：66.9%	府平均以上
全国学力・学習状況調査における平均正答率の割合（中学生）	国語：70.7% 数学：54.0% 英語：47.6%	府平均以上
「授業の内容はよく分かりますか」に肯定的に回答した割合（小学生）	国語：84.0% 算数：82.7%	府平均以上
「授業の内容はよく分かりますか」に肯定的に回答した割合（中学生）	国語：74.4% 数学：80.2% 英語：66.3%	府平均以上
「将来の夢や目標を持っていますか」に肯定的に回答した児童生徒の割合	小学生：84.2% 中学生：61.3%	府平均以上
特別支援教育研究会の活動事業数	7回	7回
「幼小接続カリキュラム」実施校数	9校	9校

基本施策（2）豊かな人間性をはぐくむ教育の推進

項目	現状値	目標値
「自分には、よいところがあると思いますか」に肯定的に回答した児童生徒の割合	小学生：84.1% 中学生：83.0%	府平均以上
「人が困っているときは、進んで助けていますか」に肯定的に回答した児童生徒の割合	小学生：92.0% 中学生：86.2%	府平均以上
「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思いますか」に肯定的に回答した児童生徒の割合	小学生：78.9% 中学生：67.4%	府平均以上
「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか」に肯定的に回答した児童生徒の割合	小学生：97.6% 中学生：90.3%	府平均以上

基本施策（3）たくましく健やかな体をはぐくみ、いのちを守る教育の推進

項目	現状値	目標値
体力合計点（8種目の体力テスト成績を1点から10点に得点化して総和した体力テストの合計得点）の平均値	小学生：男：48.96 女：55.42 中学生：男：43.05 女：49.81	府平均以上
「運動やスポーツをすることは好きですか」に肯定的に回答した児童生徒の割合	小学生：男：89.5% 女：81.6% 中学生：男：89.5% 女：76.3%	府平均以上
水泳学習の民間施設活用校数	試行1校	9校
「朝食を毎日食べていますか」に肯定的に回答した児童生徒の割合	小学生：95.6% 中学生：92.8%	府平均以上
まるごときょうとの日（献立食材の産地を京都府に限定した給食）実施回数	2回	2回
お茶給食（地元産玉露粉や抹茶を活用した給食）実施回数	10回	10回
学校給食費公会計へ移行	小学校：私会計 中学校：—	公会計開始

基本施策（4）社会の変化に対応する教育の推進

項目	現状値	目標値
「外国の人と友達になったり、外国のことについてもっと知ったりしてみたいと思いますか」に肯定的に回答した児童生徒の割合	小学生：75.3% 中学生：65.4%	府平均以上
外国語指導助手（ALT）小学校・幼稚園への派遣授業	—	3以上
外国語指導助手（ALT）中学校への派遣授業	—	3以上
「学習の中でPC・タブレットなどのICT機器を使うのは勉強の役に立つと思いますか」に肯定的に回答した児童生徒の割合	小学生：96.8% 中学生：96.2%	府平均以上
情報教育研修参加教職員数	112人	110人

☞ 現状値が「府平均」を超えている項目においては、引き続き現状の水準の維持・向上を目指します。

基本施策（5）教職員の資質能力と学校の教育力の向上

項目	現状値	目標値
「困りごとや不安があるときに、先生や学校にいる大人にいつでも相談できますか」に肯定的に回答した児童生徒の割合	小学生：66.1% 中学生：65.5%	府平均以上
「授業研究や事例研究など、実践的な研修を行っていますか」に肯定的に回答した割合	—	府平均以上
「個々の教員が自らの専門性を高めるため、校外の各教科等の教育に関する研究会等に定期的・継続的に参加していますか」に肯定的に回答した割合	—	府平均以上
教員の時間外勤務の縮減率	—	45.0%
学校運営協議会の開催回数	2回	3回
不登校児童生徒数	小学校：51人 中学校：87人	前年度以下
小学校・中学校就学援助費支給率	小学校：100% 中学校：100%	100%
学校配分予算の執行率	小学校：95% 中学校：95%	95%
小学校・中学校健康診断受診率	小学校：98.3% 中学校：96.8%	95%
学校施設長寿命化改修工事実施校舎数	小学校：2棟 中学校：0棟	小学校：12棟 中学校：3棟
学校施設包括管理の導入	—	導入
通学路安全推進会議の開催数	1回	2回
安全対策実施箇所数（通学路等安全対策事業）	9箇所	9箇所

基本方針2 心豊かに明日を拓く学びあい

基本施策（1）生涯学習社会の実現

項目	現状値	目標値
これまで生涯学習活動を行ったことがある人の割合	76.1%	85.0%
学習活動を通じて身につけた知識や技能について、地域や他の人のために生かしてきた人の割合	34.9%	43.0%
人材バンク派遣数	29件	45件
京たなべ・同志社ヒューマンカレッジ開催回数	5回	5回
中央公民館講座開催回数	143回	150回
分館公民館負担金支給件数	100%	100%
図書館講座開催回数	37回	75回
図書館図書貸出冊数	803,587冊	850,000冊

基本施策（2）人権教育の推進

項目	現状値	目標値
「ハートフルフェスタ」の参加人数	60人	80人
人権に関する作品展出品数	441点	400点

基本施策（3）家庭・地域社会の教育力の向上

項目	現状値	目標値
「今住んでいる地域の行事に参加していますか」に肯定的に回答した児童生徒の割合	小学校 58.3% 中学校 39.0%	府平均以上
地域や社会で活動に参加したいと思う人の割合	57.9%	68.0%
地域・学校パートナーシップ事業開催回数	23回	27回
放課後子ども教室事業開催校区数	2校区	9校区
地域子育てセミナー開催回数	2回	9回
子育て理解講座開催回数	3回	3回
地域子育て井戸端会議開催回数	6回	6回
留守家庭児童会開設箇所数	10箇所	10箇所

基本施策（4）文化・スポーツの振興

指標なし（文化・スポーツの振興を目的とする事業と積極的に連携・協力）

5. 計画の推進に向けて

1 計画の周知と情報発信

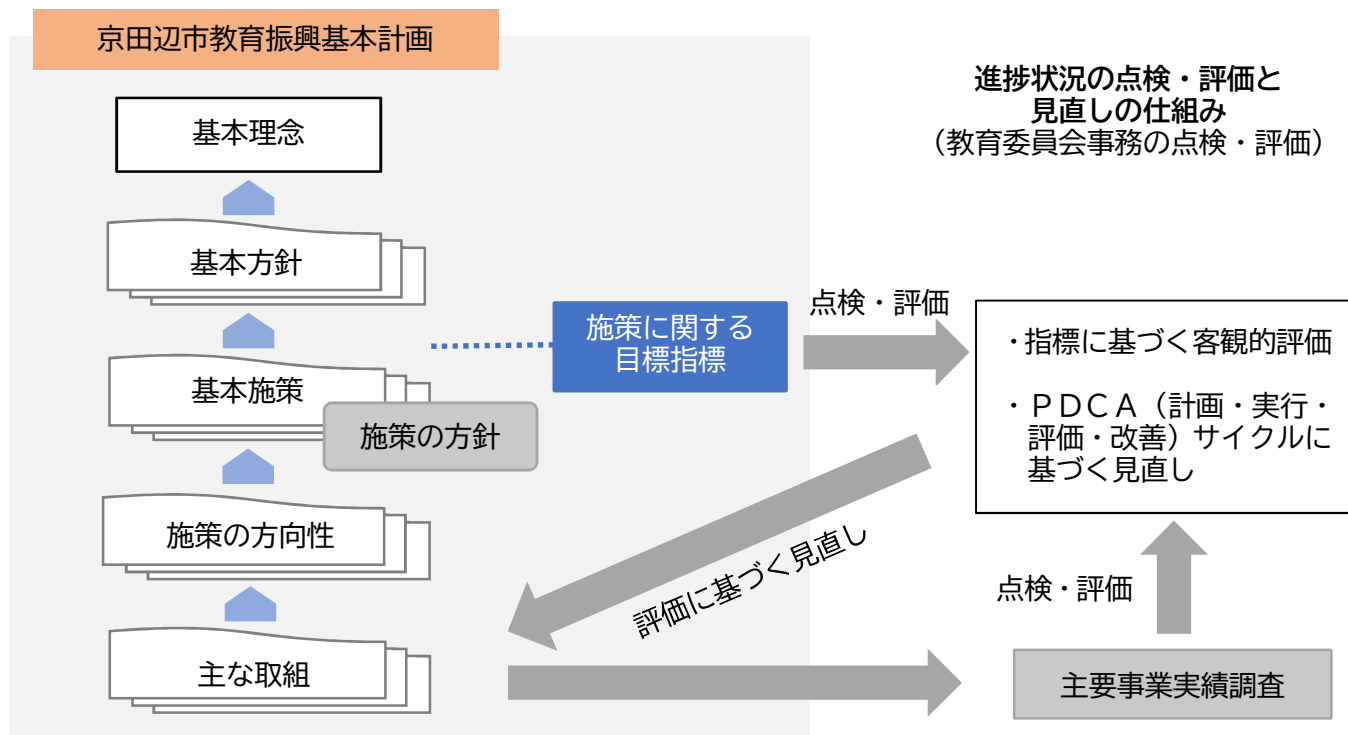
本計画の基本理念、目指すべき姿の実現のためには、市民の理解と協力が不可欠です。そのため、今後8年間の本市教育が目指すべき施策の方向性とその主な取組について、ホームページ等さまざまな媒体を活用し、市民へわかりやすい説明と情報提供に努め、計画内容の周知を図ります。

2 計画の進捗管理

施策に連なる「主な取組み」については、「目標指標」を設け、これに基づき進めていきます。

計画の進捗管理にあたっては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、毎年度、本計画に基づく施策の実施状況や目標指標の状況について、専門的知見を有する第三者による点検及び評価を実施し、次年度への取組みにつなげることで計画の円滑な推進に努めるとともにそれらを公表することで市民に対する説明責任を果たしていきます。

なお、急激な時代の変化や新たな教育課題にも対応するため、まちづくりプランの期間に合わせ、令和9年度(2027)に中間見直しを行います。



京田辺市教育振興基本計画 概要版

令和6年3月 発行

京田辺市教育委員会事務局 教育部教育総務室
〒610-0393 京都府京田辺市田辺 80 番地
TEL : 0774-64-1391 FAX : 0774-64-1390